

静岡県最低賃金（静岡県の区域内の事業場で使用されるすべての労働者に適用する最低賃金）の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

静岡労働局一般公示第2号

静岡地方最低賃金審議会は、静岡県最低賃金の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、静岡県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和7年8月8日までに、静岡地方最低賃金審議会（静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎静岡労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和7年7月18日

静岡労働局長 國分 一行